

事業継続要請等の取組

1 事業者等への要請・支援

(1) 事業継続の取組の要請

県対策本部会議（1/12 開催）を踏まえ、事業所に対し、事業継続計画の実施準備等の対応について要請

(2) 濃厚接触者の待機期間に関する周知(1/19)

- ① 業界団体等に対する周知依頼
- ② ホームページでの周知

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/noukousessyokusya-taiki.html>

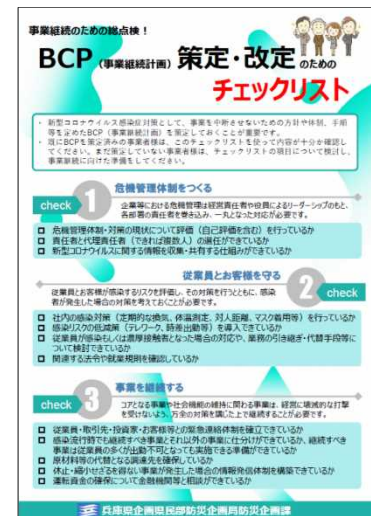
(3) 事業者における BCP（事業継続計画）の策定支援

① チェックリストの提供

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/bcpsakutei2021.html>

② 策定支援補助金の活用に係る周知

(R3.6～ 感染症対策に伴う BCP 改定も補助対象に拡大)



2 県庁における業務継続の徹底

(1) 兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画・兵庫県庁業務継続計画等に基づく職員行動マニュアル（全課室）の自主点検・見直しの要請（1/14 通知）

- ① 発熱や咳等の身体症状が見られる場合や同居家族等が感染した場合の連絡体制を整備・共有できているか。
- ② 感染や濃厚接触等により出勤可能な職員が限定（最大 50% 欠勤想定）される可能性を考慮し、在宅勤務や時差出勤等を効果的に組み合わせた編成を準備できているか。
- ③ 非常時においても継続を要する業務とそれ以外の業務、公権力の行使を要する業務等の仕分けができているか。特に現下の第6波感染拡大期における具体的な事務・事業に対する同様の仕分けができているか。
- ④ Web 会議ツール（Microsoft Teams、Cisco Webex Meetings 等）を活用し、職員ミーティングや外部との会議を円滑に実施できる体制を整えているか。

(2) 地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続に関する緊急点検等について（1/14 内閣官房・総務省通知）の周知

事業継続のための総点検！



BCP (事業継続計画) 策定・改定 のための

チェックリスト

- 新型コロナウイルス感染症対策として、事業を中断させないための方針や体制、手順等を定めたBCP（事業継続計画）を策定しておくことが重要です。
- 既にBCPを策定済みの事業者様は、このチェックリストを使って内容が十分か確認してください。まだ策定していない事業者様は、チェックリストの項目について検討し、事業継続に向けた準備をしてください。

1 危機管理体制をつくる

check

1

企業等における危機管理は経営責任者や役員によるリーダーシップのもと、各部署の責任者を巻き込み、一丸となった対応が必要です。

- 危機管理体制・対策の現状について評価（自己評価を含む）を行っているか
- 責任者と代理責任者（できれば複数人）の選任ができているか
- 新型コロナウイルスに関する情報を収集・共有する仕組みができているか

従業員とお客様を守る

2

check

従業員とお客様が感染するリスクを評価し、その対策を行うとともに、感染者が発生した場合の対策を考慮しておく必要があります。

- 社内の感染対策（定期的な換気、体温測定、対人距離、マスク着用等）を行っているか
- 感染リスクの低減策（テレワーク、時差出勤等）を導入できているか
- 従業員が感染もしくは濃厚接触者となった場合の対応や、業務の引き継ぎ・代替手段等について検討できているか
- 関連する法令や就業規則を確認しているか

3 事業を継続する

check

3

コアとなる事業や社会機能の維持に関わる事業は、経営に壊滅的な打撃を受けないよう、万全の対策を講じた上で継続することが必要です。

- 従業員・取引先・投資家・お客様等との緊急連絡体制を確立できているか
- 感染流行時でも継続すべき事業とそれ以外の事業に仕分けができているか、継続すべき事業は従業員の多くが出勤不可となっても実施できる準備ができているか
- 原材料等の代替となる調達先を確保しているか
- 休止・縮小せざるを得ない事業が発生した場合の情報発信体制を構築できているか
- 運転資金の確保について金融機関等と相談ができているか

